平成２７年（フ）第２７１号
川崎市幸区紺屋町５番地
債務者　晝間しのぶ
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
川崎市幸区紺屋町５番地
債務者　晝間ゆかり
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
川崎市多摩区宿河原２丁目27番40号　オオシンハイツ105
債務者　戸島　康博
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７８号
川崎市川崎区大島１丁目31番５―403号　アイビーハウス川崎
債務者　守屋　行雄
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
川崎市幸区南加瀬３丁目31番13―103　パーラメントⅠ
債務者　小山　孝弘
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
川崎市宮前区有馬３丁目23番11号　グリーンハイツ仲Ａ―103
債務者　熊本隆三郎
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
川崎市麻生区王禅寺東６丁目６番６号
債務者　千葉ヨキ子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
川崎市宮前区神木本町３丁目１番34号　103
債務者　高橋　勝芳
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
川崎市宮前区神木本町３丁目１番34号　103
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
川崎市宮前区犬蔵３丁目９番20―506号　ラヴィッセたまプラーザ
債務者　大月　智子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６号
新潟県佐渡市新穂39番地
債務者　青木　　圭
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第３２３号
熊本市東区健軍２丁目17番１―411号　メゾン・ド・ロジェ
債務者　上田　雄二
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４３号
熊本市東区八反田３丁目４番１―202号　グリーンハイツ八反田
債務者　東　美恵子（旧姓甲斐・清水）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６号
大分県佐伯市大字狩生788番地　野々下好三方
債務者　後藤　澄子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
北海道帯広市西24条南１丁目40番地17　コスモヒルズ206号室
債務者　安藤　大作
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
新潟県新発田市中曽根町３丁目５番22号　マイタウンⅡ　101
債務者　平野チズ子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第６８号
北海道苫小牧市澄川町１丁目４番８号　ハイツたけはら202
債務者　大和田惠子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部